

○ 農地耕作条件改善事業実施要綱（平成27年4月9日付け26農振第2069号農林水産事務次官依命通知）一部改正新旧対照表  
 （下線部分は改正部分）

改正後	改正前
<p>第2 定義                      本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 <u>別表の種別の欄のハードに掲げるものをいう。</u>                      （削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>2 ソフト事業 <u>別表の種別の欄のソフトに掲げるものをいう。</u>                      （削る。）</p> <p>（削る。）</p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 高収益作物 主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、<u>IV第2の1（6）①</u>の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。</p>	<p>第2 定義                      本事業に係る次に掲げる用語の意義は、それぞれ次に定めるところによる。</p> <p>1 ハード事業 <u>以下の内容のものをいう</u>  <u>（1）別表の区分の欄の1の事業種類の（1）から（10）までに掲げるもの</u>  <u>（2）別表の区分の欄の2の事業種類の（1）から（8）まで、（9）のア及び（10）から（12）までに掲げるもの</u></p> <p>2 ソフト事業 <u>以下の内容のものをいう</u>  <u>（1）別表の区分の欄の1の事業種類の（11）から（16）までに掲げるもの</u>  <u>（2）別表の区分の欄の2の事業種類の（9）のイ及びウ並びに（13）から（22）までに掲げるもの</u></p> <p>3・4 （略）</p> <p>5 高収益作物 主食用米（備蓄用米を含む。）並びに経営所得安定対策等実施要綱（平成23年4月1日付け22経営第7133号農林水産事務次官依命通知）IV第1の1（2）の畑作物の直接支払交付金、<u>IV第2の6（1）</u>の戦略作物助成及び砂糖及びでん粉の価格調整に関する法律（昭和40年法律第109号）第2条の対象作物以外の作物であって、主食用米よりも面積当たりの収益性の高いものをいう。</p>
<p>第6 採択要件                      本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 地域内農地集積型                      （1）～（3）（略）</p>	<p>第6 採択要件                      本事業の実施に当たっては、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。</p> <p>1 地域内農地集積型                      （1）～（3）（略）</p>

(4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。）の合計が200万円以上となること。

(5)・(6) (略)

(7) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。

イ～エ (略)

## 2 高収益作物転換型

(1)～(8) (略)

(9) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、1の(7)と同様とする。

(10) (略)

(11) 定率助成の事業種類の欄の(22)により高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(12) (略)

(4) 1地区当たりの事業費（ハード事業の事業費をいう。以下第6において同じ。）の合計が200万円以上となること。

(5)・(6) (略)

(7) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、次に掲げる全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

ア ハード事業のうち定率助成の対象となる全ての農用地（以下「事業対象農用地」という。）について、農地中間管理機構が農地中間管理権を有すること又は、農業の経営若しくは農作業（以下「農業経営等」という。）の委託を受けていること。

イ～エ (略)

## 2 高収益作物転換型

(1)～(8) (略)

(9) 定率助成の事業種類の欄の(20)により農地整備・集約推進費の交付を受けようとする場合には、第16の農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画を作成することに加えて、1の(7)のうち、アからエまでの全ての要件を満たすものとする。なお、経営転換協力金交付事業と重複して交付を受けることはできない。

(10) (略)

(11) 定率助成の事業種類の欄の(22)により高収益作物導入推進費の交付を受けようとする場合には、農村振興局長が別に定めるところにより、交付を受ける対象農地が、事業実施後に水田活用の直接支払交付金の対象とならない農地となること。

(12) (略)

3～6 (略)

#### 第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、地域計画策定区域で事業を実施する場合は、病害虫対策型を除き、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成して、農地中間管理機構との連携を図るものとする。

#### 第17 事業の申請等

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の農地中間管理機構との連携概要（病害虫対策型を除く。）、第8から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできることとし、採択申請書等を地方農政局長等に直

3～6 (略)

#### 第7 農地中間管理機構との連携

本事業を実施しようとする者は、地域計画策定区域で事業を実施する場合は、第3の4の事業を除き、農村振興局長が別に定めるところにより、農地中間管理機構を活用した農地集積の計画等を記載した農地中間管理機構との連携概要を作成して、農地中間管理機構との連携を図るものとする。

#### 第17 事業の申請等

1 事業採択の申請については、以下のとおりとする。

(1) 農地中間管理機構が事業実施主体となる場合

農地中間管理機構の代表者は、都道府県が指定する期日までに、第7の農地中間管理機構との連携概要（第3の4の事業を除く。）、第8から第16までにより作成された地域内農地集積促進計画、高収益作物転換促進計画、スマート農業導入推進計画、共同利用機器導入計画、病害虫対策計画、水田貯留機能向上計画、土地利用調整計画、農地耕作条件改善計画、農地整備・集約推進意向届及び農地整備・集約推進実施計画（以下「事業計画等」という。）を都道府県知事に提出し、都道府県知事はこれを確認の上、農村振興局長が別に定めるところにより、地方農政局長等（北海道にあっては農村振興局長、沖縄県にあっては内閣府沖縄総合事務局長、その他の都府県にあっては地方農政局長をいう。以下同じ。）に事業採択申請書及び事業計画等（以下「採択申請書等」という。）を提出するものとする。

また、農地中間管理機構の代表者は、別に定めるところにより、採択申請書等を地方農政局長等に直接提出することもできることとし、採択申請書等を地方農政局長等に直

接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1の手続に準じて、変更した事業計画等の報告を行うものとする。

#### 第18 事業達成状況の報告

1 第5の事業実施主体は、事業の完了後（定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費の交付を受ける場合は、事業完了後から事業対象農用地の全てが担い手に集積されるまでの毎年度）、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2・3 (略)

4 1の事業達成状況の報告及び2の改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1)～(4) (略)

#### 第19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、施工箇所、実施年数又は地方農政局長等が特に必要

接提出した場合には、遅滞なく都道府県知事に当該採択申請書等の写しを送付するものとする。

(2)・(3) (略)

2・3 (略)

4 2により採択された事業に係る事業計画等について、農村振興局長が別に定める重要な変更が生じた場合には、1から3までの手続に準じて、変更申請を行うものとする。

#### 第18 事業達成状況の報告

1 第3の事業実施主体は、事業の完了後（定率助成の事業種類の欄の(20)の農地整備・集約推進費の交付を受ける場合は、事業完了までの毎年度）、農村振興局長が別に定めるところにより、本事業の事業達成状況を速やかに取りまとめ、報告するものとする。なお、地域内農地集積促進計画及び高収益作物転換促進計画については、目標年度にその事業達成状況を取りまとめ、翌年度の9月末日までに報告するものとする。

2・3 (略)

4 1の事業達成状況の報告及び改善計画の提出については、以下のとおりとする。

(1)～(4) (略)

#### 第19 助成

国は、予算の範囲内において、本事業に必要となる経費について、次に掲げる区分に応じて定める額を、別に定めるところにより、交付対象事業者に助成するものとする。

1 定額助成に係るもの

別表の事業種類の欄に掲げる事業種類の区分に応じ、当該事業種類に係る事業の受益面積（施工対象の耕地面積）、施工延長、実施年数又は地方農政局長等が特に必要と認めた事

と認めた事業内容に応じて設定するものに農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 (略)

## 第20 その他

本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

(削る。)

### 別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(略)	(略)	(略)
2. 定率助成	(1) ~ (21) (略)	(略)	(略)
	(22) 高収益作物導入推進費	(略)	事業実施後に水田活用の <u>直接支払交付金</u> の対象とならない農地となる場合、推進費を交付

※ (略)

※ 2の定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げるメニューの助成は、総事業費の1/2以内とする。

業内容に応じて設定するものに農村振興局長が別に定める助成単価を乗じた額の合計

2 (略)

## 第20 その他

1 本事業のうち、土地改良事業として申請すべき事業の要件に該当する場合については、土地改良法（昭和24年法律第195号）に基づき実施するものとする。

2 第7から第18までの規定に基づき作成、提出又は報告すべき事業計画等、事業採択申請書その他の関係書類のうち、電磁的記録により作成、整備及び保管が可能なものは電磁的記録によることができる。

### 別表

区分	事業種類	種別	事業内容
1. 定額助成	(略)	(略)	(略)
2. 定率助成	(1) ~ (21) (略)	(略)	(略)
	(22) 高収益作物導入推進費	(略)	事業実施後に水田活用の <u>直接支払交付金</u> の対象とならない農地となる場合、推進費を交付

※ (略)

※ 2の定率助成の事業種類の欄の(16)に掲げるメニューの助成は、総事業費の過半の範囲内とする。

## 附 則

この通知は、令和6年4月1日から施行する。